

(証券コード5703)
2020年6月24日

株 主 各 位

東京都港区新橋一丁目1番13号
日本軽金属ホールディングス株式会社
代表取締役社長 岡 本 一 郎

第8回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第8回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第8期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき金5円に決定いたしました。

なお、これにより、中間配当金(1株につき金4円)と合算した当期の剰余金の配当額は1株につき金9円となりました。

第2号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2020年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合することに決定いたしました。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(下線は変更部分であります。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000株</u> とする。

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第9条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p>第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第6条の変更は、2020年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。 <u>なお、本附則は2020年10月1日経過後、これを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役14名選任の件

本件は、岡本一郎、村上敏英、岡本泰憲、屋間弘康、安達章、富岡祥浩、田中俊和、早乙女雅人、小野正人、林良一、伊藤晴夫および早野利人の12氏が再選され、新たに楠本薫および土屋恵子の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

このうち、小野正人、林良一、伊藤晴夫、早野利人および土屋恵子の5氏は、社外取締役であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

本件は、松本伸夫氏が再選され、新たに佐藤美樹および金仁石の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。これにより、現任の安田耕太郎、吉田昌弘および川合晋太郎の3氏と合わせて、当社の監査役は6名となりました。

このうち、佐藤美樹、川合晋太郎および金仁石の3氏は、社外監査役であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、社外監査役の補欠として新たに友田和彦氏が選任されました。

以 上

お 知 ら せ

- 本定時株主総会終了後、取締役会において代表取締役社長に岡本一郎氏が選定され、就任いたしました。

また、本定時株主総会終了後、監査役会において常勤監査役に松本伸夫氏が選定され、就任いたしました。これにより、現任の安田耕太郎氏と合わせて、当社の常勤監査役は2名となりました。

-
- **期末配当金のお支払いについて**

本定時株主総会において、期末配当金は、1株につき金5円に決定いたしましたので、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。

■配当金領収証によりお受け取りの方は、同封の「期末配当金領収証」裏面に記載の受領方法をご高覧のうえ、お近くのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）において、**払渡しの期間中（2020年6月25日から2020年7月31日まで）**にお受け取りください。（この「期末配当金領収証」により、ゆうちょ銀行の貯金口座もしくは振替口座または銀行等の預金口座へのご入金もできます。）

■銀行またはゆうちょ銀行（郵便局）の預貯金口座へのお振込をご指定の株主様には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、お確かめください。

- **単元未満株式（1～99株）の買取り・買増し制度のご案内**

単元未満株式（1～99株）をご所有の場合、当社に対して、その単元未満株式の買取り、または、単元株式数（100株）となる数の株式の買増しを請求することができます。お手続きの詳細は、口座を開設されているお取引証券会社等にお問い合わせください。

なお、特別口座に記録されている株主様は、特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社へお問い合わせください。

また、当社では、株式併合の効力発生までに同制度をご利用される株主様の利便性を高めるため、同制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただきます。

株主名簿管理人
特別口座管理機関
(お問い合わせ先)

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-782-031 (フリーダイヤル)

以 上

【ご参考】 株式併合に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか？

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

Q2. 株式併合の目的は何ですか？

A2. 当社の発行済株式総数は、以前発行していた新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増加もあり、2020年3月31日現在で619,937,500株となっております。

この株式数は当社の事業規模から見て多い状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。このような状況を踏まえ、今般、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準とすることで、現状の株価水準から望ましいとされる投資単位の水準となることを期待したいと考えております。

Q3. 株主の所有株式数や議決権個数はどのようになるのですか？

A3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2020年9月30日の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、株式の数としてはこれを切り捨て、以下の端数株式として手続きを採らせていただきます）となります。

また、議決権個数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

○株式併合の結果発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、2020年12月初旬頃にお送りすることを予定しております。

○効力発生前のご所有株式が100株以上1,000株未満の株主様は株式併合により新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うこととなります。

○効力発生前のご所有株式が10株未満の株主様は株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、当社株主としての地位を失うこととなります。

○株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、併合の結果、1株に満たない端数株式または100株（1単元）に満たない単元未満株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または特別口座に記録されている株主様は、特別口座管理機関までお問い合わせください。なお、当社では、株式併合の効力発生までに同制度をご利用される株主様の利便性を高めるため、「単元未満株式の買取り」制度および「単元未満株式の買増し」制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただきます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。

また、理論上の1株当たりの株価は、併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A 5. 株式併合により株主様のご所有株式は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合後の株式数を基に1株当たりの配当金を設定させていただきます。

株式併合を理由に受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 6. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度や「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または特別口座に記録されている株主様は、特別口座管理機関までお問い合わせください。なお、当社では、株式併合の効力発生までに同制度をご利用される株主様の利便性を高めるため、「単元未満株式の買取り」制度および「単元未満株式の買増し」制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただきます。

Q7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りや買増しはできますか？

A7. 株式併合後においても、「単元未満株式の買取り」制度や「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または特別口座に記録されている株主様は、特別口座管理機関までお問い合わせください。

Q8. 投資単位（最低投資金額）はどうなりますか？

A8. 2020年3月31日現在の東京証券取引所における終値169円を例に挙げると、株式併合前における投資単位は、次のとおりです。

併合前 169円/株 × 100株 = 16,900円

この株価を前提にすると、株式併合後の投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

併合後 1,690円/株 × 100株 = 169,000円

※株価は、株式併合に伴い、理論上は10倍となり、投資単位は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる水準（5万円以上50万円未満）となります。

Q9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A9. 具体的なスケジュールは次のとおり予定しております。

2020年10月1日（予定） 株式併合の効力発生日


2020年10月下旬（予定） 株主様宛株式併合割当通知の発送

2020年12月初旬（予定） 端数株式処分代金お支払い

Q10. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A10. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または特別口座に記録されている株主様は、特別口座管理機関までお問い合わせください。

株主名簿管理人 特別口座管理機関 (お問い合わせ先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031 (フリーダイヤル)
----------------------------------	--

以上